地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案要綱

第一 目的

(第一条関係)

この法律は、 入域料をその経費に充てて実施する事業又は自然環境トラスト活動を促進する事業を通じ

て自然環境を保全し、及びその持続可能な利用を推進することの重要性に鑑み、 地域自然資産区域におけ

る自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関し、基本方針の策定、 地域計画の作成等について定める

ことにより、 地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図り、 もって地域社

会の健全な発展に資することを目的とすること。

第二 定義

の自然の風景地、

(第二条関係)

この法律において 「地域自然環境保全等事業」 とは、 都道府県又は市町村が、 国立公園、 国定公園等

要な地域において、 当該地域の自然環境を地域住民の資産として保全し、及びその持続可能な利用を推

記念物に係る名勝地その他の自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で重

進するために実施する事業であって、 当該事業を実施する区域内への立入りについて、 当該区域内に立

ち入る者から収受する料金 (以下「入域料」という。) をその経費に充てるものをいうこと。

この法律において「自然環境トラスト活動」とは、 自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る

ことを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは特定非営利活動促進法第二条第二項に規

定する特定非営利活動法人若しくはこれらに準ずる者として環境省令・文部科学省令で定めるもの 以

下「一般社団法人等」という。)又は都道府県若しくは市町村が行う次に掲げる活動をいうこと。

1 自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を目的として一の地域内の土地を取得すること。

2 1に掲げるもののほか、一 の地域内の土地に係る活動であって自然環境の保全及び持続可能な利用

の推進を目的とするものとして環境省令・文部科学省令で定めるもの

この法律において「自然環境トラスト活動促進事業」 とは、 都道府県又は市町村が、 当該都道府県又

は 市 町 村の区域における自然環境を地域住民の資産として保全し、 及びその持続可能な利用を推進する

ため、自然環境トラスト活動を促進する事業をいうこと。

匹 この法律において 「地域自然資産区域」とは、 地域自然環境保全等事業が実施される区域及び自然環

境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動が行われる区域をいうこと。

(第三条関係)

環境大臣及び文部科学大臣は、 地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進

に関する基本方針 (以 下 「基本方針」という。) を定めなければならないこと。

- 基本方針には、 次に掲げる事項を定めるものとすること。
- 1 入域料に関する事項その他の地域自然環境保全等事業に関する基本的事項
- 自然環境トラスト活動に関する事項その他の自然環境トラスト活動促進事業に関する基本的事項

2

3 1及び2に掲げるもののほか、 地域自然環境保全等事業及び自然環境トラスト活動促進事業の実施

に関する重要事項

環境大臣及び文部科学大臣は、 基本方針を定めようとするときは、 農林水産大臣、 国土交通大臣その

他関係 行政機関の長に協議しなければならないこと。

第四 地域計 画 の作成等

(第四条関係)

都道府県又は市町村は、 単独で又は共同して、 基本方針に基づき、 当該都道府県又は市町村の区域に

係る地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する計画 (以下「地域計

画 という。) を作成することができること。

と。

1 地域自然環境保全等事業を実施する場合 次に掲げる事項

イ 地域自然環境保全等事業を実施する区域

ロ地域自然環境保全等事業の内容

ハ 入域料に関する事項

二 計画期間

ホ その他地域自然環境保全等事業の実施に関し必要な事項

2 自然環境トラスト活動促進事業を実施する場合 次に掲げる事項

1 自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動を行う区域

ロ イの自然環境トラスト活動の内容

ハ 自然環境トラスト活動促進事業の内容

二 計画期間

ホ その他自然環境トラスト活動促進事業の実施に関 し必要な事項

 \equiv 都道府県又は市 町村は、 地域計画を作成しようとする場合において、 二の2のロに掲げる事項に当該

都道府県又は市町村以外の者が行う自然環境トラスト活動に係る事項を記載しようとするときは、

当該

事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならないこと。

匹 次に掲げる者は、都道府県又は市町村に対して、 当該都道府県又は市町村の区域に係る地域計画の案

の作成についての提案をすることができること。

1 当該都道府県又は市町村の区域内の土地の所有者等

2 当該都道府県又は市町村の区域内の土地について自然環境トラスト活動を行おうとする一般社団法

人等

五. 都道府県又は市町村は、 地域計画を作成しようとする場合において、二の1のロ又は2のロ若しくは

に掲げる事項に係る行為(以下「地域自然環境保全等事業等に係る行為」という。) が次に掲げる行

為のいずれかに該当するときは、 当該事項について、環境省令で定めるところにより、 あらかじめ、

境大臣に協議し、 地域自然環境保全等事業等に係る行為が1、 2 4又は6の行為のいずれかに該当す

六

- 1 国立公園 の区域内において行う行為であって、 自然公園法第二十条第三項、 第二十一条第三項若し
- くは第二十二条第三項の許可又は同法第三十三条第一項の届出を要するもの
- 2 自然環境保全法第二十五条第四項若しくは第二十七条第三項の許可又は同法第二十八条第一項の届

出を要する行為

- 3 第四項又は第二十七条第三項に係る部分に限る。)の規定による協議を要する行為 自然環境保全法第三十条において読み替えて準用する同法第二十一条第一項後段 (同法第二十五条
- 4 絶滅 のおそれのある野生動植物 の種の保存に関する法律第三十七条第四項の許可又は同法第三十九

条第一項の届出を要する行為

- 5 に係る部分に限る。)の規定による協議を要する行為 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十四条第二項 (同法第三十七条第四項
- 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第七項に規定する国指定特別保護

地区の区域内において行う行為であって、同項の許可を要するもの

六 市 町村は、 地域計画を作成しようとする場合において、 地域自然環境保全等事業等に係る行為が次の

各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、 当該事項について、 環境省令で定めるところにより、

あらかじめ、それぞれ当該各号に定める都道府県知事に協議し、 その同意を得なければならないこと。

ただし、当該都道府県と共同して地域計画を作成しようとする場合は、この限りでないこと。

1 国定公園の区域内において行う行為であって、自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項若し

くは第二十二条第三項の許可又は同法第三十三条第一項の届出を要するもの 当該国定公園に係る都

道府県知事

2 鳥獣 の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第七項に規定する都道府県指定特

別保護地区の区域内において行う行為であって、 同項の許可を要するもの 当該都道府県指定特別保

護地区に係る都道府県知事

七 都道府県又は市町村は、 地域計画を作成しようとする場合において、二の2のイに掲げる区域に土地

収用法第三条各号に掲げるもの又は林道、木材集積場その他森林施業に必要な設備であって、環境省令

文部科学省令で定めるもの (以下「公共施設等」という。)の用に供され、 又は供されることが予定さ

れている土地が含まれるときは、 あらかじめ、 当該公共施設等を管理する者その他の環境省令・文部科

学省令で定める者に協議しなければならないこと。

八 都道府県又は市町村は、 地域計画を作成しようとするときは、 当該地域計画に記載しようとする事項

について、第五の一の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、第五の一の協議会が組

織されていない場合には土地の所有者等その他の環境省令・文部科学省令で定める者(七の環境省令

文部科学省令で定める者を除く。)に協議をしなければならないこと。

第五 協議会

(第五条関係)

地域計画を作成しようとする都道府県又は市町村は、 地域計画の作成に関する協議及び地域計画の実

施に係る連絡調整を行うための協議会 (以 下 「協議会」という。) を組織することができること。

- 二 協議会は、次に掲げる者をもって構成すること。
- 1 地域計画を作成しようとする都道府県又は市町村
- 2 地域計画に記載しようとする自然環境トラスト活動を行うと見込まれる一般社団法人等
- 3 1及び2に掲げる者のほか、 土地の所有者等、 関係住民、 関係事業者、 学識経験者、 関係行政機関

その他の都道府県又は市町村が必要と認める者

 \equiv 協議会は、 必要があると認めるときは、 その構成員以外の関係行政機関に対して、 資料の提供、 意見

の表明、説明その他必要な協力を求めることができること。

兀 一の協議を行うための会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、 その協議の結

果を尊重しなければならないこと。

第六 規制の特例措置

(第六条から第九条まで関係)

一 自然公園法の特例

1 都道府県若しくは市町村又は第四の二の2のイの自然環境トラスト活動を行う一般社団法人等 。 以

下 「都道府県等」という。) が国立公園又は国定公園の区域内において地域計画に従って自然公園法

第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可を要する行為に該当する行為を行う

場合には、これらの許可があったものとみなすこと。

2 都道府県等が国立公園又は国定公園の区域内において地域計画に従って行う行為については、 自然

公園法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しないこと。

一 自然環境保全法の特例

1 域(以下「自然環境保全地域」という。)内において地域計画に従って同法第二十五条第四項又は第 二十七条第三項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があったものとみ 都道府県等が自然環境保全法第二十二条第一項の規定により自然環境保全地域として指定された区

なすこと。

2 保全法第二十八条第一項及び同法第三十条において読み替えて準用する同法第二十一条第一項後段 (同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項に係る部分に限る。) 都道府県等が自然環境保全地域の区域内において地域計画に従って行う行為については、自然環境 の規定は、 適用しないこと。

三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の特例

1 従って同法第三十七条第四項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があった り生息地等保護区として指定された区域(以下「生息地等保護区」という。)内において地域計画に 都道府県等が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定によ

ものとみなすこと。

2 都道府県等が生息地等保護区の区域内において地域計画に従って行う行為については、 絶滅のおそ

れ \mathcal{O} ある野生動 植物 の種 の保存に関する法律第三十九条第一項及び第五十四条第二項 (同法第三十七

条第四項に係る部分に限る。)の規定は、適用しないこと。

四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特例

都道府県等が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項の規定により特

別保護地区として指定された区域内において地域計画に従って同条第七項の許可を要する行為に該当す

る行為を行う場合には、当該許可があったものとみなすこと。

第七 自然環境トラスト活動基金

(第十条関係)

都道府県及び市 町村は、自然環境トラスト活動促進事業等に充てる経費の全部又は一部を支弁するため、

地方自治法第二百四十一条の基金として、自然環境トラスト活動基金を設けることができること。

第八 国の援助

(第十一条関係)

国は、 地域計画を作成しようとする都道府県及び市町村に対し、 当該地域計画の作成について、 必要

な助言、 財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとすること。

一のほか、 国は、 この法律の目的を達成するため、 必要な助言、 税制上の措置その他の措置を講ずる

よう努めるものとすること。

第九 土地の取得

(第十二条関係)

国及び都道府県は、 地域自然資産区域内の土地が、国立公園の区域内に含まれるものである等の理由に

より、 自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で特に重要であると認めるときは、当該土地を

取得するよう努めるものとすること。

第十 広報活動等

(第十三条関係)

玉 都道府県及び市町村は、 広報活動等を通じて、 自然環境トラスト活動に関し、 国民の理解を深める

よう努めるものとすること。

第十一 その他

施行期日

(附則第一条関係)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 その他所要の規定を整備すること。

_